

通常発給部数を超える申請書

西暦 年 月 日

名古屋商工会議所 御中

貿易関係証明について下記の理由により、1件当りの通常発給枚数（5部）を超える申請します。

貿易登録番号：
会 社 名：社印
部 課 名：
担 当 者 名：
電 話 番 号：

証明種別	いずれかにチェック「✓」をいれてください。 ☐ 日本産原産地証明 ☐ インボイス証明 ☐ サイン証明 ☐ 外国産原産地証明 ☐ 会員証明・日本法人証明
申請理由	 *L/C決済の場合は、その全文コピーを提出してください。
仕向国	
発給依頼部数	部
使用区分	・ 領事査証用 部 ・ 銀行買取用 部 ・ 部 ・ 部

以 上

【重要】通常発給部数を超える場合の証明手数料について

ラバー証明	肉筆証明	件数	証明手数料 会員	証明手数料 非会員
1～10 部	1～6 部	1 件分	1,100 円	3,300 円
11～20 部	7～12 部	2 件分	2,200 円	6,600 円
21～30 部	13～18 部	3 件分	3,300 円	9,900 円